

私立大学の奨学金事務
取り扱い担当者の皆様
は、例年の貸与奨学金申
請に加えて、高等教育の
修学支援新制度に追加さ
れた多子世帯の授業料等
減免申請に追われた春で
あったろう。コロナ禍
に始まった高等教育の修
学支援新制度であるが、
学費納入の督促機会が減
ったという声も耳にす
る。この苦勞が報われ
ることを願いたい。

多子世帯を給付奨学金
対象に加えたことは、政
府の「こども未来戦略」
に基づく施策であり、人
生前半の社会保障に重点
を置く全世代型社会保障
改革のひとつに位置づけ
られている。高齢者偏重
の社会保障だけではな
く、教育機会の平等を
実現するための手段と同時
に少子化対策の一翼を担
っている。次世代の稼
働能力を上げることは、社
会保障財源の安定化につ
ながるからである。

経済学および社会保障
論の研究者である筆者か
ら、奨学金の現状、所得
運動返還型奨学金の理論
と現実、そして国立大学
と私立大学の運営におけ
る学納金との関わりなど
についての考察を2回に
分けて論じたい。

奨学金の現状
大学生個人にとって奨
学金の存在は貸与でも給
付でも学業継続のための
重要な条件となる。日本
学生支援機構(以下JAS
SSO)のデータ(令和
7年1月)によれば、高
等教育機関に在籍してい
る学生のうち3人に1人
がJASSOの奨学金を
利用している。

大学学部の貸与率より
も専修学校の貸与率が上
回っており、家計状況の
苦しさが進路選択にも影
響を与えていることを示
している。大学独自の奨
学金、民間財団奨学金な
どを含めると大学生の半
数が何らかの奨学金を受
けているとも言われてい
る。

JASSOの前身であ
る日本育英会奨学金を知
る世代では、返還免除条
件が廃止されたり、貸与
奨学金枠が拡大されたり
したことに違和感を覚え
る人もいた。独立
行政法人になった時期
に、政府の公費投入から
9兆6000億円ずつ並
んでおり、資産は奨学金
貸付債権、負債は政府貸
付金・財政融資資金・財
政機関債などの公的債
りに入っている。返還
免除に代わって民間資金
が流入している。返還
奨学金は単に一定所
得まで返還期限猶予がで
きただけの制度だった。
平成29年度から所得運
動返還方式を選択できる
ようになった。それに先
立って、政府の有識者会
議

の非正規雇用が増えてい
ることで安定的な収入を
得ることが困難になって
いることも挙げている。
諸外国の導入事例を研
究すると、所得の一定割
合を上限とする所得運
動返還額決定、一定所得
を超えた場合に課税所得
に応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

オーストラリアでは、
国立大学の学部・大学
院生向けの奨学金でICL
が導入されている。課
税所得が約50万円を
超えた場合に課税所得に
応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

オーストラリアでは、
国立大学の学部・大学
院生向けの奨学金でICL
が導入されている。課
税所得が約50万円を
超えた場合に課税所得に
応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

社会保障論から見た 大学生奨学金

(上)

給付奨学金については
学習意欲・成績に関する
要件が課されているた
め、大学教職員による確
認手続きや成績不良の場
合の学修計画書の作成提
出などの手続きの手間が
増えている。私立大学運
営における学納金の重要
な役割を断念する
層があることを指摘して
いる。労働市場で若年層

の非正規雇用が増えてい
ることで安定的な収入を
得ることが困難になって
いることも挙げている。
諸外国の導入事例を研
究すると、所得の一定割
合を上限とする所得運
動返還額決定、一定所得
を超えた場合に課税所得
に応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

嘉悦大学
和泉徹彦

各種貸付金による財源確
保に転換し、返還を前提
とした貸与奨学金の量的
拡大に舵を切った。独法
化した平成16年当時の総
貸付残高が3兆8000
億円だったのに対して、
令和5年度末には総貸付
残高は9兆4000億円
に達している。

令和5年度の財務諸表
を眺めると資産と負債に
9兆6000億円ずつ並
んでおり、資産は奨学金
貸付債権、負債は政府貸
付金・財政融資資金・財
政機関債などの公的債
りに入っている。返還
奨学金は単に一定所
得まで返還期限猶予がで
きただけの制度だった。
平成29年度から所得運
動返還方式を選択できる
ようになった。それに先
立って、政府の有識者会
議

の非正規雇用が増えてい
ることで安定的な収入を
得ることが困難になって
いることも挙げている。
諸外国の導入事例を研
究すると、所得の一定割
合を上限とする所得運
動返還額決定、一定所得
を超えた場合に課税所得
に応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

オーストラリアでは、
国立大学の学部・大学
院生向けの奨学金でICL
が導入されている。課
税所得が約50万円を
超えた場合に課税所得に
応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

オーストラリアでは、
国立大学の学部・大学
院生向けの奨学金でICL
が導入されている。課
税所得が約50万円を
超えた場合に課税所得に
応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

オーストラリアでは、
国立大学の学部・大学
院生向けの奨学金でICL
が導入されている。課
税所得が約50万円を
超えた場合に課税所得に
応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

オーストラリアでは、
国立大学の学部・大学
院生向けの奨学金でICL
が導入されている。課
税所得が約50万円を
超えた場合に課税所得に
応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。

オーストラリアでは、
国立大学の学部・大学
院生向けの奨学金でICL
が導入されている。課
税所得が約50万円を
超えた場合に課税所得に
応じて4~8%の返還
率によって返還額が決定
され、返還額の総額が貸
与総額に達した時点で返
還終了となる。返還期間
に上限は定められていな
い。未返還額は国庫負担
となり、低所得者が多い
場合には制度の持続可能
性が危ぶめる恐れがあ
る。